

様式第1号

令和6年度
第1回つくば市国民健康保険運営協議会
会議録



日時 令和6年8月6日(火) 15時00分～16時20分
場所 つくば市役所 本庁舎2階 防災会議室

会 議 録

会議の名称		令和 6 年度第 1 回つくば市国民健康保険運営協議会		
開催日時		令和 6 年 8 月 6 日 午後 3 時～		
開催場所		つくば市役所 防災会議室		
事務局（担当課）		保健部国民健康保険課		
出席者	委員	野澤洋夫、宮崎栄二、小林正信、岡田昌昭、小倉正徳、根本知砂子、浜中勝美、武田文、山岸良匡、石塚智子、福田浩子		
	事務局	保健部 杉山部長、鈴木次長 国民健康保険課 飯村課長、中嶋課長補佐、塚田係長、松田係長、大谷係長、塚本主事 いきいきプラザ 永井係長 谷田部保健センター 箭内係長 納税課 富山課長補佐、榊原係長		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 令和 5 年度国民健康保険特別会計の決算について (2) 令和 5 年度国民健康保険税の収納状況について (3) 令和 6 年度国民健康保険税の賦課について (4) つくば市国民健康保険データヘルス計画に基づく令和 5 年度保健事業について		
会議	1 開会 2 部長挨拶 3 会長挨拶			

様式第1号

次	4	会議録署名人選出
第	5	議題
		(1) 令和5年度国民健康保険特別会計の決算について
		(2) 令和5年度国民健康保険税の収納状況について
		(3) 令和6年度国民健康保険税の賦課について
		(4) つくば市国民健康保険データヘルス計画に基づく令和5年度保健事業について
	6	その他
	7	閉会

【中嶋課長補佐】 本日は、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回つくば市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私、進行を務めます国民健康保険課課長補佐の中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議時間につきましては、1 時間程度で終了できるよう進行に努めさせていただきますので、皆様方の御協力と御理解をお願いいたします。

それでは、着座にて進行させていただきます。

会議の開会に当たり、市長より御挨拶を申し上げるところではございますが、公務により欠席のため、保健部部長の杉山より御挨拶を申し上げます。

【杉山保健部長】 挨拶

【中嶋課長補佐】 続きまして、山岸会長より御挨拶をいただきたいと思います。

【山岸会長】 挨拶

【中嶋課長補佐】 山岸会長、ありがとうございました。

続きまして、今年度最初の協議会となりますので、今回、4 月の人事異動により着任した職員の紹介をいたします。

《職員紹介》

【中嶋課長補佐】 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日でございますが、委員定数 14 名中 11 名の出席をいただいております。よって、つくば市国民健康保険規則第 4 条第 5 項に規定する会議開

催の要件を満たしており、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

議事進行につきましては、国民健康保険規則第 4 条第 4 項の規定により、山岸会長にお願いいたします。

それでは、山岸会長、よろしくお願いいたします。

【山岸会長】 よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第の 5 の議題に沿って進行していきたいと思います。

その前に、本日の会議録署名人を決めたいと思います。

議席順、8 番の根本委員と 10 番の浜中委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、5 の議題に入ります。

議題（１）令和 5 年度国民健康保険特別会計の決算についての報告を事務局からお願いいたします。

《事務局説明》

【山岸会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などありますでしょうか。

1 点だけ教えていただきたいのですけれども、恐らくこの後の税率のところとも関係してくると思うのですが、歳出の 3 番の納付金というのは、これはどういうものなのでしたか。国民健康保険事業費納付金ですね。

【飯村課長】 国民健康保険事業費納付金につきましては、平成 30 年度に財務主体が県のほうに移行しまして、事業費納付金というかたちで県が算定したものを各自治体が県に納める金額になります。

【山岸会長】 ありがとうございます。今回、ここの差額が結構大きくなっていて、これはつくば市としては、自分たちで決められるものではなくて、県が

言ってきた額を、計算されたものなのだと思うのですけれども、そういうような性質のものであるということですね。分かりました。

ほか、よろしいですか。

それでは、議題（２）に移りたいと思います。国民健康保険税の収納状況についての報告の説明をお願いいたします。

《事務局説明》

【山岸会長】 ただいまの説明につきまして、御意見などありますでしょうか。お願いいたします。

【浜中委員】 国保税の収納状況について報告していただきまして、ありがとうございます。前年度、令和４年度と比べて、収納率も減っている部分や、あるいは、滞納者繰越分については若干アップしておりますけれども、収納率が下がった原因とか理由とか、そういう部分については、どのように把握されていて、今後どうするかとか、その辺の対応についてはどのように考えているのか教えていただければと思います。

【大谷係長】 現年度収納率は減少していましたが、近年上昇を続けており、令和５年度は若干停滞した形になっています。現年度と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は年々上昇している状況ですので、現状維持を考えています。

【浜中委員】 そういう状況の中で、今後この収納率をアップさせていく方向性とか、そういう対策とか、あるいは滞納繰越分を、今 27%という形になっておりますけれども、こういう部分のアップについては、今後、対応していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思うのですけれども、どういうふうに今後の進め方とか取組がありましたら、よろしくお願いします。

【大谷係長】 現年度分につきましては、納付方法の多様化等納付しやすい環境を整え、それを周知することによって自主的な納付を促していきたいと考え

ております。

滞納繰越分については、担当課の納税課から回答させていただきます。

【富山徴税監】 滞納繰越分の徴収事務につきましては、納税課のほうで事務を行っていますので、私のほうから説明させていただきたいと思います。

滞納繰越分の調定額につきましては、年々減少しているところではありまして、収納額も、令和 5 年度は令和 4 年度よりも 864 万円の減にはなったわけなのですけれども、調定額が大分減少していますので、徴収率という数字で見ますと、前年度より上昇しているところではあります。

滞納整理につきましては、年間を通して計画的に文書催告を行っております。また、必要に応じて滞納処分を適切に実施しておりますし、あとは、生活困窮されているような方に対しましては、徴収の猶予であるとか、換価の猶予といった、そういう納税の緩和措置ですね、そういったものを取り入れながら、滞納整理を進めております。

【山岸会長】 ほか、いかがでしょうか。

お願いいたします。

【宮崎委員】 滞納繰越分なのですけれども、この中で不納欠損処分というのは行っているのですかね。

【大谷係長】 はい、不納欠損は毎年行っております。

【宮崎委員】 毎年行っている。

【大谷係長】 はい。

【宮崎委員】 例えば、5 年度については、どのくらいあるのですか。

【大谷係長】 令和 5 年度の不納欠損額につきましては、9,654 万 7,303 円です。

【宮崎委員】 ありがとうございました。

【山岸会長】 ほか、いかが

それでは、次の議題（３）令和 6 年度国民健康保険税の賦課についての報告を事務局から説明をお願いいたします。

《事務局説明》

【山岸会長】 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見や御質問などありますでしょうか。どうぞ。

【宮崎委員】 せんだって私のところに年金の通知が来たのですけれども、そこに、たしか国保税の税額かな。毎月引かれるような形で。あれは特別徴収ですよ。

【大谷係長】 年金からの特別徴収。

【宮崎委員】 ええ。特別徴収ですよ。毎月というか、2 か月に 1 度引かれてくるとするのは、特別徴収ですよ。

【大谷係長】 そうですね。

【宮崎委員】 そうすると、ここに書いてある賦課世帯数で、普通徴収と特別徴収の割合で、大分普通徴収がもちろん多いのですけれども、年金受給者で特別徴収を選択して払っている方というのは意外と少ないなというふうに感じたのですけれども、例年こんな数字なのですかね。

【大谷係長】 特別徴収には要件があり、まず国民健康保険の被保険者が 65 歳以上 75 歳未満の方だけで構成されている世帯であることというのがあります。また特別徴収可能な額に制限もありますので、世帯の状況や税額によって特別徴収に該当しない世帯もあります。また、口座振替のみですが納付方法の変更ができますので例年これくらいの世帯数になっているかと思います。

【山岸会長】 ほか、よろしいですか。

1 個だけ、基本的なことですが、2 の表を見ると、被保険者数は減っ

ていて、多分今後もどんどん減っていくというふうに予想されるわけですね。3を見ると、それでも課税状況では額は増えている。税率は変わっていないくて、減免は多いのですけれども、何でここは、人が減ったのに増えるのですか。

【大谷係長】 令和6年度は、例年どおり世帯数より被保険者数の減少が大きい状況は変わりませんが、本算定時の課税状況から課税所得が例年と比較して高い結果が出ています。令和5年度と比較して1人あたり課税所得が6万3,498円高かったため被保険者が減少しているにも係わらず昨年度と調定額が変わらなかった状況です。今後年度が進むにつれて資格喪失等により状況は変わっていくかと思いますが、現時点では課税所得の上昇が一番の要因と考えられます。

【山岸会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

それでは、今、議題（3）まで来ましたが、議題（4）に移りたいと思います。つくば市国民健康保険データヘルス計画に基づく令和5年度保健事業について、事務局より説明をお願いいたします。

《事務局説明》

【山岸会長】 ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、質問やコメントなどありましたら、お願いいたします。

【岡田委員】 12ページで御説明いただいた、要するに血液検査等々の数値がない中で1回目に指導をされるということですね。その対象は、病態であるかないか分からない人を対象に指導するということですか。

【塚本主事】 今、岡田委員がおっしゃったとおりでして、腹囲やBMIが基準となるのですが、腹囲ですと男性85センチ以上、女性90センチ以上、BMIだと25以上が基準を満たしたうえで、その後、血圧、血糖、脂質の指標の基

準を何個満たしているかによってで判定されるのですが、腹囲やBMIの基準を満たした方に対して、まず集団健診会場で面接を行いまして、検査結果が判明してから、特定保健指導の対象になった場合は今後の継続的な支援も行いますので御連絡させていただきますという形になっています。例えば、数値に問題はないのですが、腹囲は大きいというような方にも面接は行い、その後、そういった方には御連絡は差し上げないという形になります。

【岡田委員】 要するに、太っていたら声をかけられるということですか。

【塚本主事】 おっしゃるとおりです。

【山岸会長】 ありがとうございます。

保健指導は本来広くやったほうがいいことですので、まずちょっと広めに拾っておいて、後で引っかけたときに、またさらにやっていくということかと思えます。

ほか、いかがですか。

私から一つ。10 ページのほうですけれども、かかりつけ医からの情報提供は、令和4年が81件で、今回51人となって減ってしまったということだと思えるのですけれども、何で30件くらい減ったのだろうかということは、何か情報ありますか。

【塚本主事】 かかりつけ医からの情報提供事業は、率直に申し上げて、御本人にとって余りメリットは大きくなくて、ただいつも検査しているものの結果をつくば市というか市町村に上げるというだけですので、例年、主に糖尿病などでクリニックにかかれていたりする方、ふだんから尿検査や血液検査を行っている方に協力依頼の通知をお送りしているのですが、市から来たものだから、やらなくてはいけないというふうに思ってください協力してくださるのですが、次の年度になると、自分にはメリットもないし別にやらなくてもいいかなというようなことで、少し減ったのかなと考えております。

ただ、これは一つの原因として考えられるものですので、明確に全部の要因

を把握できているというものではありません。

今、山岸会長が質問してくださったところからちょっと飛躍してしまうのですけれども、この対策としましては複数考えられまして、一つ目に、その結果が悪く、基準に引っかかると特定保健指導の対象となるので、保健指導を受けられる可能性がありますと伝えること。二つ目に、何かインセンティブがあれば、提供していただける方が増えるかとは思いますが、それ以上に、つくば市の健診結果のデータが集まると、いろいろな保健事業に役立てることができるということを強調して、皆様の、つくば市のためにというようなお気持ちです。ね、御本人のメリットよりもそちらを強調して依頼をさせていただけると、もしかしたら効果が上がるのではないかと事務局としては考えておりますので、今後そちらも含めて検討していきたいと考えております。

【山岸会長】 ありがとうございます。

本人のメリットがどこにあるかというのが御本人の行動にやっぱり依存するので、そこが大きいとは思いますが、最後におっしゃっていただいたように、市全体のメリットにつながるのだということを知っていると、もうちょっと協力しようかなという人も出るかと思っております。これは受診率が下がると、何か国からペナルティーを受けるとか、そういうのがあるのでしたっけ。

【塚本主事】 特定健診受診率が高いと、保険者努力支援制度による国からの交付金が増えたり、低いと減ったりというものがありますので、少しでも、どの保険者も受診率を上げるということに苦心しているところであります。

【山岸会長】 そういったところも、ダイレクトに言いづらいところもありますが、うまく伝えられるようにしておくと、もうちょっと増えるのではないかなと思います。この 81 人の方は、もしかしたら、次頼むとやってくれるかもしれない人たちだと思いますので、協力してくれる人たちをうまく増やしていけるように考えていただければと思います。

ほか、いかがですか。

よろしいですか。

それでは、議題はこれで全て終了いたしました。

次第 6、事務局から、あるいは委員の皆様から、議題以外のことで、何か報告や質問などありますでしょうか。

【飯村課長】 本日、議題ではございませんが、前回の運営協議会を 1 月に開催させていただきましたが、その際にも御説明を差し上げました国民健康保険税の税率の見直しについて、今年度中に検討していきますというお知らせをさせていただいたかと思います。

その理由としましては、前回、直近で改正したのが令和 4 年度でして、その際に、当時あった基金が約 10 億円ございまして、その 10 億円を 3 年間で活用するということを想定して税率設定したということと、あと、財政面で、現在の税率では収支バランスが維持できていないということを説明させていただきました。前回と内容がかぶるところもございすけれども、税率の見直しに関しまして、再度御説明をさせていただきたいと思います。

机上の資料なのですが、「令和 7 年度からの国民健康保険税の税率改正について」という資料を御覧ください。

1 ページ目、令和 6 年度の当初予算における現状ということで、こちらは前回説明した内容になりますが、まず、真ん中の表の納付金の推移を御覧ください。

令和 4 年度以降、納付金総額というところの数字が毎年増加しているのが分かるかと思います。特に令和 5 年度なのですけれども、前年度比で大きく増加しておりまして、令和 6 年度も、5 年度よりは数字は大きくないですけれども、結果的に増加しているということになっています。令和 4 年度に、先ほど申し上げた 10 億円の基金を 3 年間活用するという設定で税率を設定したと申し上

げましたが、こちらの表を見ますと、前年比増減額、令和4年、5年、6年という数字を足しますと、12.6億円ほどになります。ですので、当初想定していた10億円を上回っているという結果となっております、1人当たりの納付金の額も、被保険者数が減少しているにもかかわらず、納付金総額が毎年上がっている状況ですので、当然ながら年々1人当たりの納付金額も増加しているという表となっております。

続いて、その下の基金の推移というところで、こちら令和4年ですね。こちら、4年の列を見ていただいて、年度末基金残高のところだと、約13億、基金がございました。そちらがやはり納付金の増加に伴って、基金を繰り入れる額が増加しております。真ん中の繰入額というところで、令和4年度は約2億、令和5年度は10億2,500万、令和6年度が8億9,000万という数字になっておりまして、今年度末、令和6年度末には、ほぼゼロということになってしまいう状況です。令和6年度の当初予算におきまして、これは1月の協議会で御説明を差し上げたとは思いますが、基金を8億9,000万繰り入れても、それでも足りず、一般会計のほうから2.6億円ほど繰り入れなければならないという状況というのが現状ということになります。

つまり、1ページの一番下の文言なのですが、現行の税率で今年度の予算を賄ったときに、基金繰入れの8億9,000万と法定外繰入れの2億6,000万ですね、こちらの合計約11億5,600万ほどですけれども、そちらが現実的に不足しているという状況です。

事業費納付金が年々増加しているということなのですが、これは前回の協議会の際、山岸会長のほうから、つくば市の負担が大きいんじゃないかという御指摘もあったかと思うのですが、納付金は各市町村ごとの所得の水準とか医療費の水準、あと被保険者の数、こちらの数値が大きく影響してまいります。つくば市の場合は、そもそも所得の水準、医療費の水準なんか高い状況でして、被保険者数も県内で2番目くらいに多い数字になっているかと

思います。被保険者数は、県内全体、全国的に見ても、減少傾向にはあるのですが、県内の自治体の中で見た場合に、減ってはいるのだけれども、その中でもやっぱりつくば市の割合としては大きいということで、現時点で納付金が算定される上で減少するという見込みが今のところ立たない状況です。

続きまして、2 ページを御覧ください。

現行税率の水準についてというところなのですが、令和 4 年度の列を見ていただきますと、令和 4 年度の年度末調定額、こちらは国保税の調定額ですけれども、約 45 億を被保険者数の 4 万 3,634 で割った 1 人当たりの数字が 10 万 3,181 円という 1 人当たりの調定額があります。それに対して、その横の 12 万 6,672 円という数値が 1 人当たりの納付金の金額になるのですけれども、その差が 2 万 3,491 円となっておりまして、その下の令和 5 年度については、さらにその差が開いていると、大きくなっているということでもあります。現行の税率では、納付金が増加するに従って、その差が大きくなっていくと見込まれます。この表で見ますと、令和 2 年度以降、差としては、決して国保税の調定額で納付金がカバーできているわけではないのですけれども、できるだけこの差を少なくしていく必要があると考えています。

同じ 2 ページの真ん中、標準税率との比較ということで、記載のとおり、標準税率については、法令で定められた統一の算定ルールに基づいて、県が算定した事業費納付金を納付するための理論上の保険税率で、税率改正の際に目安になるということが書いてあります。仮に標準税率にした場合、表で見ると、一番右下ですね、所得割の合計で、1.96 ポイント。均等割の合計が約 3 万円強の増となります。比較すると、現行税率はかなり低い水準であることが分かるかと思うのですけれども、ただ、この標準税率を、そのまま使うわけではないのですけれども、上げるとなったときに、無理に大きく引き上げるということは、急激な市民の皆様の負担増となってしまいますので、法定外繰入れ、赤字繰入れですね、こちら想定しながら、段階的に引き上げていく必要があるの

かなということで考えております。

続きまして、3ページです。

こちらは県内の状況なのですけれども、その後の5ページを見ていただきますと、上から、数字が入っているところですね。土浦、古河、龍ヶ崎、神栖、五霞、かすみがうら、桜川、鉾田、こちらの八つの市町が今年度から既に税率引上げを実施しております。

また、6ページ、最後のページですね、こちらを見ていただくと、県の調査なのですけれども、枠の下に、増加する方向で検討という形で、22という数字があります。こちら、22の市町村が令和7年度から税率を引き上げる方向で改正を検討しているという結果となっております。

最後に、今後のスケジュールなのですけれども、令和7年度の事業費納付金の仮算定なのですけれども、事業費納付金がどのくらいになるかがわからないと、具体的な税率等というのはお示しすることができないものですから、その仮算定が例年11月中旬頃に示されることになっておりますので、その結果から税率等を試算するということになるかと思えます。そして、12月の月上旬に第2回運営協議会を開催させていただきまして、その際に具体的な数字を示したいと考えております。翌1月中旬頃に第3回運営協議会において答申を頂いた上で、3月の議会に議案を上程するという流れを考えてございます。

以上、説明を終わりにしたいと思います。

【山岸会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問などありますでしょうか。どうぞ、お願いします。

【浜中委員】 御説明ありがとうございます。

2ページの急激な負担増とならないように一定期間の法定外繰入れを想定してということが書いてありますけれども、法定外繰入れが可能なのか、財務のほうと交渉というか打合せというか、そういう部分もあるかと思うのですけれ

ども、それによって、また11月以降の税率がどういうふうにするかという部分が変わってくるかと思うのですが、現状として2億6,000万くらいの法定外繰入れという部分を考えているようですけれども、今後こういう形で法定外繰入れができるような状況にあるのかどうか、その辺の考え方というか取組を教えてください。

【飯村課長】 まず、先ほど申し上げましたとおり、今年度の予算ですね、当初予算で、約2億6,000万の法定外繰入れ、赤字繰入れをさせていただいている状況です。もちろん我々も、法定外繰入れがよしとは考えてはおりませんで、ただ、先ほど2億6,000万以外に基金を繰り入れているわけです。トータルで11億5,000万。基金の8億9,000万を加味した金額が11億5,000万。結局その金額が足りない状況なのですけれども、現状で言うと、今の税率で今後もやっていくとなると、もう赤字繰入れは必須と、法定外繰入れ必須という考えでおります。さらに、税率を改正したとしても、赤字分を解消するまでの税率の引上げが可能であれば、それは赤字繰入れする必要はございませんが、ただ、そこまでの引上げを一気にするということは考えていません。一気に増額してしまうと、やはり今後納めていただく方の負担がかなり大きくなってしまいうということもありまして、そういう意味で、段階的に。ですから、赤字繰入れするとしても徐々に減らしていくということで今のところは考えている次第です。納付金の額にもよってしまうのですけれども、我々としても、できるだけ赤字の繰入れは避けたい。もちろん県のほうでも、国のほうでも、赤字繰入れをできるだけやめなさいという指導もありますので、できるだけその辺は細かくきちっと最後まで見ていきたいなと思っております。

【山岸会長】 ほか、いかがですか。

では、また私からよろしいですか。

最初に質問したのとつながってくるかもしれないのですけれども、結局、県の納付金が増えると、つくば市の国民健康保険の運営にすごく影響を受けてし

もう。結構前からそういうことがあって、基金がどんどん増え過ぎたことも一時あったかと思うのですけれども、この図を見ると、令和 3 年から令和 6 年で、もう 13 億円くらい増えているという状況なわけですよね。その下にある、基金で一番多かったのは 13 億円ですから、その分、何となく、県のほうから言われて、13 億円多く払えと言われて、払わなきゃいけなくなっちゃったというふうに見えるのですけれども、結構大きな額だと思うのですけれども、例えば、ここはもうちょっと県の納付金そのものが減ったりとか、県のほうである程度もうちょっと調整したりとか、そういうような可能性があるかと、もう少し、税率を大幅に上げなくても、激変緩和的な部分が猶予されるかなと思うのですけれども、そういうような可能性はあまりないような印象なのですか。令和 2 年度から 3 年度は減っているわけですよね。減っている時期もあるのだと思うのですけれども、これは今後どんどん増えて減らないというような見通しになるのですか。

【大谷係長】 令和 2 年度から令和 3 年度にかけての納付金の減少は、コロナウイルス蔓延による受診控えの影響もあり 1 人あたりの納付金も低い状況となっています。

今後の見込みとして、県内 1 人あたりの医療費が年々上昇しているなかで、納付金の算定上、所得水準、医療費水準がともに高いつくば市は負担、影響が大きくなります。被保険者の減少率も他市町村より低く、現在の算定方法のままだではつくば市の納付金下がることは考えづらい状況です。

今後、国が示している保険料率の統一が進んだ際、例えば医療費水準の統一がされれば、つくば市の納付金は令和 4 年度の試算額で約 1 億 5,000 万円下がるとされていますので、県内の保険料率の統一が進めば今より負担が減る見込みはあります。保険料率の統一については、令和 8 年度以降に県で方針が決められる予定となっています。

【山岸会長】 ありがとうございます。

これで見ると、令和4年から5年のときに非常に大きく上がっていて、同じことがまた令和6年から7年にかけておこったり、そういうのが、つくば市側の要因というより、要因も計算上あるのかもしれないですけれども、県のほうで計算した上でそういうふうになるのだと思うのですけれども、見通しがすごく立てづらいですね。税率をこれだけ上げればうまくいくと思ったら、納付金がまた増えるとなったら、またもっと上げなきゃいけないということになってくると、とても困ると思うのですけれども、県のほうは、そういうことはあまり考慮したり、こういうふうにやっていきますよとか、そういうことは特にないのですか。

お願いいたします。

【飯村課長】 県のほうは特に何も、正直言って考えておりません。県の考え方としては、先ほど話があった保険料率の統一というのが、将来、恐らく、遅かれ早かれやらなきゃいけないことになっておりますので、それに対して、県のほうでも、各市町村の税率が現在のところでは低過ぎるという考えを持っています。ですので、当初、県のほうでも、事業費納付金の算定のときに、医療費を見るのですけれども、それを見ない形の算定時の納付金ベースの、医療費算定するときの医療費を見ないような形の計算方法というのを、やれることはやれるのですね。

ただ、それを県は、考えてはいたのですけれども、先延ばしになってしましまして。ですので、今のところ、県では、統一するに当たって、各市町村がある程度税率を上げた状態で、ある一定のところまで上げて、上げたところで県は統一をしたいという考えを持っているようですので、今のところ県は、各市町村の税率に対して、どうこうという話はしておりません。

【山岸会長】 分かりました。

多分いろいろ市のほうでも考えて、こういう案を出されていると思いますので、またこれもこの後、いろいろと議題というか情報提供があるということに

なりますか。

【飯村課長】 はい。税率の改正の話ですので、重要なことですから、こういった情報があれば、何か改正に関して、もちろん保険料率統一のことにしても情報提供することはやぶさかではありませんし、こちらで報告する義務があると思っていますので、その際にはぜひ協議会等で報告したいと思います。

【山岸会長】 ありがとうございました。

ほか、いかがですか。

それでは、慎重かつ迅速な協議に感謝申し上げます。私の不手際でちょっとオーバーしておりますので、進行を事務局にお返しいたします。

【中嶋課長補佐】 山岸会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議いただき、ありがとうございました。限られた時間の中でしたので、ほかにも御意見、御質問などあろうかと思いますが、後ほど個別にお問合せいただければ対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回つくば市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

なお、次回協議会につきましては、先ほど課長の飯村からもありましたように、12 月上旬に開催させていただこうかと考えております。改めまして、後日、開催通知を発送させていただきますので、お知りおきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

会 長 山 岸 良 匡

会議録署名人 浜 中 勝 美

会議録署名人 根 本 知 砂 子

令和6年度第1回

つくば市国民健康保険運営協議会



つくば市国民健康保険運営協議会

令和6年度第1回つくば市国民健康保険運営協議会
会議次第

と き 令和6年8月6日(木) 午後3時～
ところ つくば市役所 防災会議室

1 開会

2 部長挨拶

3 会長挨拶

4 会議録署名人選出

5 議題

(1) 令和5年度国民健康保険特別会計の決算について(報告) 2頁

(2) 令和5年度国民健康保険税の収納状況について(報告) 11頁

(3) 令和6年度国民健康保険税の賦課について(報告) 12頁

(4) つくば市国民健康保険データヘルス計画に基づく令和5年度
保健事業について 別添資料

6 その他

7 閉会

(1)令和5年度国民健康保険特別会計の決算について(報告)

令和6年5月31日現在

【款別歳入】

【単位:千円】

科目名	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	比 較 5-4	増減率 4→5
01国民健康保険税	4,324,026	4,485,003	△ 160,977	△ 3.59 %
02使用料及び手数料	448	782	△ 334	△ 42.71 %
03国庫支出金	1,175	786	389	49.49 %
04県支出金	12,318,906	12,195,845	123,061	1.01 %
05財産収入	27	32	△ 5	△ 15.63 %
06繰入金	2,080,017	1,437,848	642,169	44.66 %
07繰越金	425,471	797,485	△ 372,014	△ 46.65 %
08諸収入	72,694	84,225	△ 11,531	△ 13.69 %
合計	19,222,764	19,002,006	220,758	1.16 %

【款別歳出】

【単位:千円】

科目名	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	比 較 5-4	増減率 4→5

別添資料

令和6年7月30日現在

つくば市国民健康保険データヘルス計画に 基づく令和5年度保健事業の検証について

データヘルス計画事業評価シートの評価の段階について

1 事業の進捗状況（3段階評価）

「達成」
「一部達成」
「未達成」

2 改善目標の進捗状況（3段階評価）

「達成」
「一部達成」
「未達成」

3 有効性の評価（3段階評価）

「高：成果が向上（高水準を維持）している」
「中：適切な成果が得られている」
「低：成果が低下（低水準を維持）している」

4 効率性の評価（3段階評価）

「高：費用対効果が向上（高水準を維持）している」
「中：適切な費用対効果が得られている」
「低：費用対効果が低下（低水準を維持）している」

5 総合評価（9段階評価）

※有効性と効率性の評価の組み合わせにより自動判定

「S：成果・費用対効果を維持して継続実施」	有効性：高， 効率性：高
「A：成果を維持して継続実施」	有効性：高， 効率性：中
「A：費用対効果を維持して継続実施」	有効性：中， 効率性：高
「B：成果・費用対効果の向上に努めつつ継続実施」	有効性：中， 効率性：中
「C：成果を維持し費用対効果をを向上させる必要有り」	有効性：高， 効率性：低
「C：費用対効果を維持し成果を向上させる必要有り」	有効性：低， 効率性：高
「D：費用対効果を向上させる必要有り」	有効性：中， 効率性：低
「D：成果を向上させる必要有り」	有効性：低， 効率性：中
「E：抜本的な見直し（縮小・廃止）の必要有り」	有効性：低， 効率性：低

